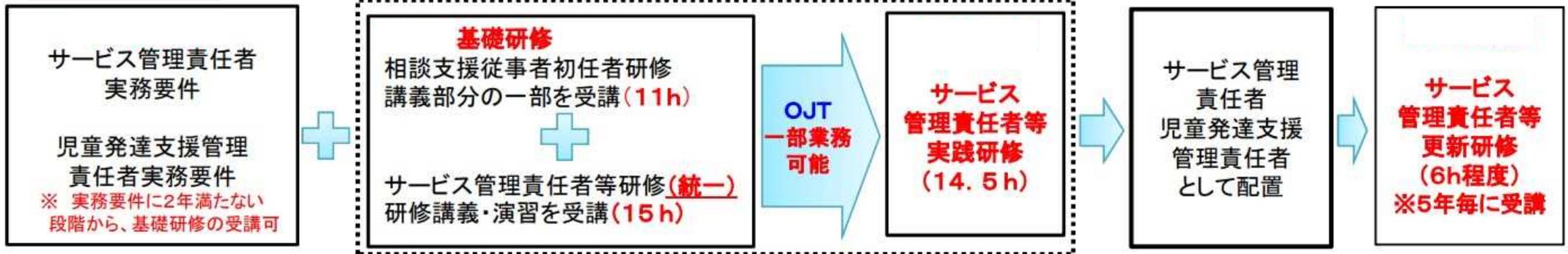


サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係

現行の研修体系（令和元年度～）

①研修要件



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

②実務経験要件

勤務先の事業所・法人名による「実務経験証明書」を要する。
要件については県ホームページおよび国告示をご確認ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/322901.html>

サビ児管の配置

配置ごとに、法人からの届出等の添付書類をもって、配置可能か判断します。

①研修修了証

+

②実務経験証明書

➡ 双方揃って配置可能

経過措置

R1～R3年度【基礎研修】修了者については、終了後3年間配置が可能
⇒切れ目なく配置するには、3年経過までに**実践研修の受講が必要**

旧体系（平成30年以前）

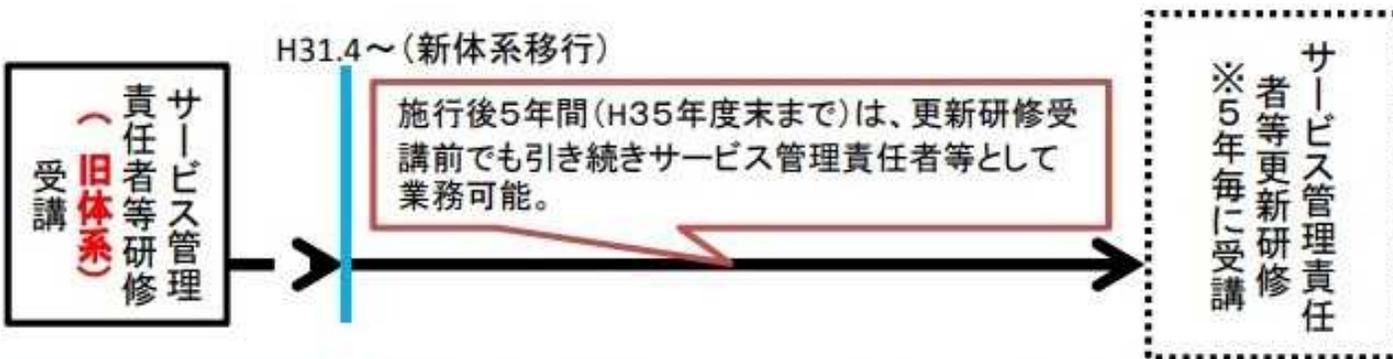


平成18年度から平成30年度までの間にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に係る研修修了要件を満たされている方(※)については、令和5年度までの間に更新研修を修了しなければ、令和6年度以降、サービス管理責任者等の研修修了要件を満たさなくなります。

- (※) ・サービス管理責任者就任予定者対象研修：平成30年度まで滋賀県が実施していた相談支援従事者初任者研修(講義部分)
・サービス管理責任者分野別研修：平成30年度まで滋賀県が実施していたサービス管理責任者等研修(分野別研修)
→平成18年度から平成30年度までの間に両方の研修を修了されている方を指します。

【参考 滋賀県での呼称】
「相談支援従事者初任者研修 講義部分」

平成31年度以前
「滋賀県サービス管理責任者就任予定者対象研修」
令和2年度
「サービス管理責任者基礎研修(前期)」



令和5年告示一部改正①

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験[Ⓐ](OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件[Ⓑ]（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

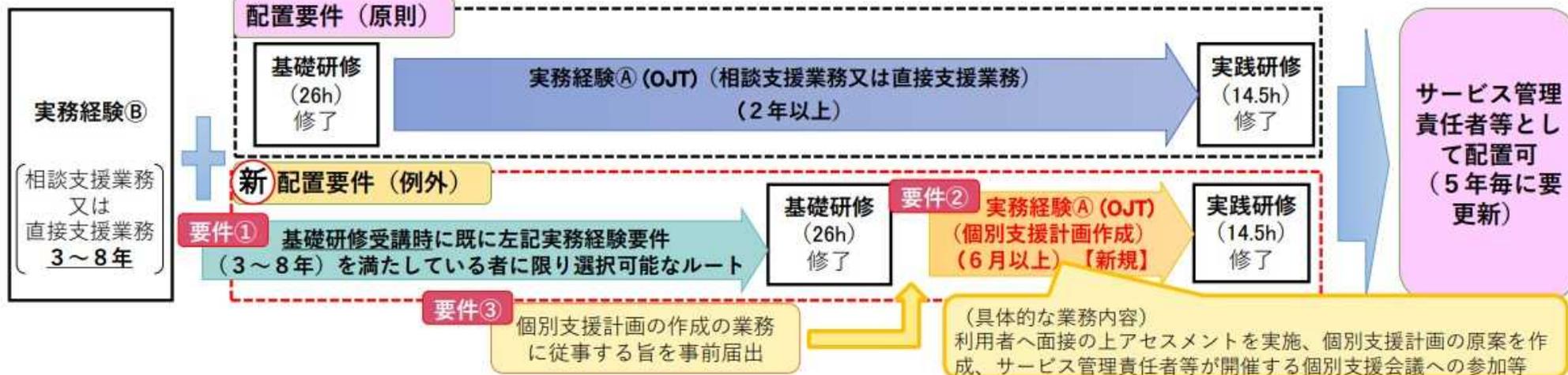
（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

（施行日前の実務経験[Ⓐ](OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件



令和5年告示一部改正②

ポイント

【原則】基礎研修修了後、実践研修受講までの間
2年以上の実務経験が必要

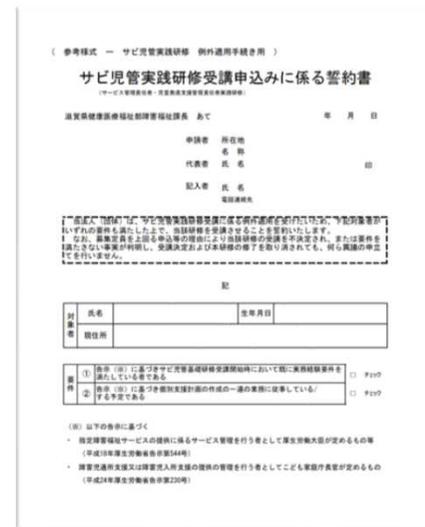
【特例】要件を満たす場合、【6か月以上】とする

要件（滋賀県）

- ① 基礎研受講時に実務経験を満たしている
- ② OJT 6か月開始前に県に届け出を行う（正規のサビ児管のもと、2人目として配置、実践研修受講誓約等）
- ③ ②受理後、OJT開始、個別支援計画作成等の業務にあたる

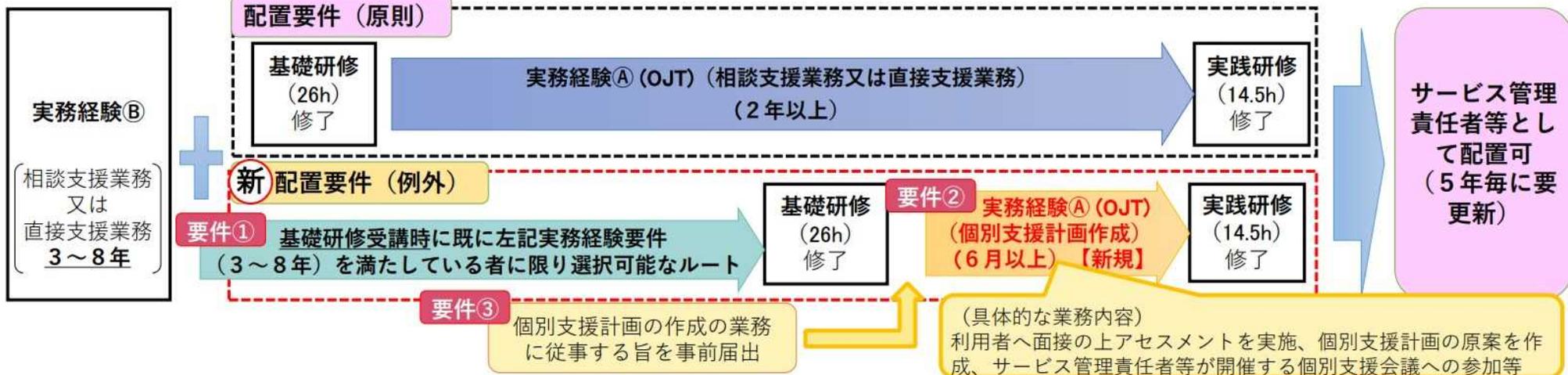
変更届	○
付表	○
従業者の勤務体制及び形態一覧表	○
経歴書	○
実務経験証明書	基礎研修受講日までに、明らかに実務経験要件を満たすことがわかるもの
基礎研修修了証書	○
実践研修受講申込に係る誓約書	○

令和5年7月18日付
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長通知「サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の告示改正にともなう取扱いについて」参照



実務経験要件

研修修了要件



令和5年告示一部改正③

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添3

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

